

平成 29 年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 40

千葉県立市川東高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

本校を志望する理由が明白で、基本的生活習慣が身に付いており、他の生徒によい影響を与える力ある生徒で、次の全てを満たす生徒。

- ア 学業成績が優秀で、毎日の学習習慣が確立されており、意欲的に学習に取り組むことができること。
- イ 高校卒業後の進路について真剣に考え、自らの方向性が定まっていること。
- ウ 学習活動・特別活動・部活動等、中学校生活全般にわたり積極的に取り組んでいること。

2 選抜資料

(1) 学 力 検 査	5教科の得点の合計により評価する。
(2) 調 査 書	各評価項目の評価を基にして数値で評価する。
(3) 面 接	集団面接、面接委員2名、1グループ当たりの面接時間約12分、3の(3)ア～ウを、面接委員1人当たりそれぞれ5点・3点・1点の3段階で評価する。

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評 価 項 目	評 価 基 準
5 教 科 の 得 点 合 計	5教科（各教科100点満点）の得点の合計500点満点で評価する。 なお、得点が30点未満の教科を有する場合は審議の対象とする。

(2) 調査書

評 価 項 目	評 価 基 準
ア 教科の学習の記録	a 調査書中の評定について算式1で求めた数値を評価する。 b 1年、2年、3年の必修教科の評定に1がある場合、審議の対象とする。
イ 総合的な学習の時間の記録	以下について記載があればそれぞれ点数を加算する。（最大20点） (a) 3年間皆勤の生徒（6点） (b) 3年間部活動に所属し、活動した生徒（4点） (c) 生徒会本部役員をした生徒（4点） (d) 以下の資格を有する生徒（各2点） ・日本漢字能力検定3級以上 ・実用英語技能検定3級以上 ・実用数学技能検定3級以上、または数検3級以上のいずれか
ウ 出 欠 の 記 録	
エ 特 別 活 動 の 記 録	
オ 部 活 動 の 記 録	
カ 特 記 事 項	
キ 総 合 所 見	

(3)面接

ア～ウの評価項目について、面接委員 1 人当たりそれぞれ 5 点・3 点・1 点の 3 段階で評価し、人物を総合的に見る際の資料とする。（30 点満点）

評 価 項 目	評 価 基 準
ア 態 度	身だしなみ、応対態度が適切かなどを 5 点・3 点・1 点の 3 段階で評価する。
イ 意 欲	進路目標を明確に持ち、学習活動、特別活動等に意欲的に取り組もうとしているかなどを 5 点・3 点・1 点の 3 段階で評価する。
ウ 表 現 力	質問内容を理解し、自己の考えを的確に表現しているかなどを 5 点・3 点・1 点の 3 段階で評価する。

なお、特に問題となる点がある者は審議の対象とする。

4 選抜方法

(1)選抜の手順

次のア、イの条件を具備し、かつウの a, b, c のいずれにも該当しない者を A 組とし、この者は入学許可候補者内定者とする。

ア 算式 1 で求めた数値に、調査書中の評価項目による点数を加えた数値によって順位をつけたとき、予定人員の 80% 以内にあること。

イ 学力検査の 5 教科の得点の合計に、面接における評価点を加えた数値によって順位をつけたとき、予定人員の 80% 以内にあること。

ウ a 学力検査において得点が 30 点未満の教科を有する者。

b 調査書の記載内容に、問題となる点がある者。

c 面接の結果に特に問題となる点がある者。

(2)総合的に判定して選抜する方法

A 組に属さない者を B 組とし、この者については、次の算式によって求めた数値で順位づけをし、下記のアからオまでを資料として総合的に判定する。

算式 $A + B + Z$

算式の符号

A：調査書の評価項目による点数

B：学力検査の得点と面接評価点の合計値

Z：算式 1 で求めた数値

ア 調査書中の「必修教科の評定」

イ 学力検査の成績

ウ 調査書中の「選択教科の評定」，「総合的な学習の時間の記録」，「出欠の記録」，「行動の記録」，「特別活動の記録」，「部活動の記録」，「特記事項」，「総合所見」等

エ 面接の結果

オ 自己申告書の記載内容

(3)その他

入学許可候補者内定者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が、細部協定書の範囲内であることを確認する。

平成 29 年度 後期選抜の選抜・評価方法

学校番号 40

千葉県立市川東高等学校 全日制の課程 普通科

1 選抜資料

(1) 学 力 検 査	5 教科の得点の合計により評価する。
(2) 調 査 書	各評価項目について評価する。

2 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

評 価 項 目	評 価 基 準
5 教科の得点の合計	5 教科（各教科 100 点満点）の得点の合計 500 点満点により評価する。 なお、得点が 30 点未満の教科を有する場合は審議の対象とする。

(2) 調査書

評 価 項 目	評 価 基 準
教科の学習の記録	a 調査書中の評定について算式 1 で求めた数値を評価する。 b 1 年, 2 年, 3 年の必修教科の評定に 1 がある場合、審議の対象とする。

3 選抜方法

(1) 選抜の手順

次のア、イの条件を具備し、かつウの a、b のいずれにも該当しない者を A 組とし、この者は入学許可候補者とする。 ア 算式 1 で求めた数値によって順位をつけたとき、募集人員の 80 % 以内にあること。 イ 学力検査の 5 教科の得点の合計によって順位をつけたとき、募集人員の 80 % 以内にあること。 ウ a 学力検査において得点が 30 点未満の教科を有する者。 b 調査書の記載内容に、問題となる点がある者。
--

(2) 総合的に判定して選抜する方法

A 組に属さない者を B 組とし、この者については、次の算式 2 で求めた数値で順位づけをし、下記のアからエまでを資料として総合的に判定する。 算式 2 $Y + K \times Z$ 算式の符号 Y : 学力検査の 5 教科の得点合計 K : 1 Z : 算式 1 で求めた数値 ア 調査書中の「必修教科の評定」 イ 学力検査の成績 ウ 調査書中の「選択教科の評定」、「総合的な学習の時間の記録」、「出欠の記録」、「行動の記録」、「特別活動の記録」、「部活動の記録」、「特記事項」、「総合所見」等 エ 自己申告書の記載内容
--

(3) その他

入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の範囲内であることを確認する。
